

お客様本位の業務運営の取組み状況

2026年6月30日

顧客本位の業務運営を実現するための方針の策定・公表等（原則1に対応）

金融庁が2017年3月30日に公表、2021年1月15日、2024年9月26日に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」は、当社が掲げる「経営理念」と相俟って、真にお客様のためにより良い金融商品・サービスを提供するとの当社の姿勢をより一層強化するものと認識しています。かかる観点から、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」および注記（以下、「原則」および「注」）を十分踏まえながら、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」を公表しており、以下に当方針に関連する取組み状況を記載致します。

お客様の最善の利益の追求（原則2に対応）

当社では経営理念第一条に掲げているように、お客様の最善の利益の追求を事業運営の中核的価値とし、日々の業務運営において営業部門のみならず全社横断的な行動指針としております。

お客様本位の業務運営の重要性については、コンプライアンス部門統括より全従業員向けのメッセージにおいても周知を行っております。

具体的な行動指針を示す「Code of Business Conduct and Ethics (<https://www.goldmansachs.com/investor-relations/corporate-governance/corporate-governance-documents/code-of-business-conduct-and-ethics.pdf>)」を制定し、顧客の最善の利益の重要性のみならず、高度な専門性や職業倫理などについて弊社の求めるスタンダードを定めております。当指針に関しては、新入社員（中途採用含む）向けのコンプライアンス研修において周知しているのに加え、2025年にも全社向けコンプライアンストレーニングを実施する等その重要性を説明し、企業文化として定着させるよう努めております。

営業部門および管理部門のメンバーから構成される「お客様本位の業務運営タスク・フォース」では、「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂等の規制環境や社内外からの意見を汲み上げ継続的に情報の共有・議論を行っております。当タスク・フォース会議は年4回実施しております。全社的な観点から議論を行うため、継続的にタスク・フォース会議の目的の見直しや、メンバーの見直し等を行っております。

お客様本位の業務運営の取組み状況

2026年6月30日

利益相反の適切な管理（原則3に対応）

当社では、お客様の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理方針

(<https://www.goldmansachs.com/japan/regulatory-disclosures/GSJCL/conflict-of-interest-GSJCL.pdf>)を定め、公表しております。また社員向けの理解度確認等を実施し、利益相反の適切な管理徹底を図っております。

併せて日々市場での取引を行っている証券部門では、Terms of Dealing

(<https://www.goldmansachs.com/disclosures/terms-of-dealing.pdf>)を規定し公表しております。

手数料の明確化（原則4に対応）

当社では直接最終投資家に当社商品を販売しない場合であっても、最終投資家に対して誠実であるよう努めております。卸売販売を行う商品に関しては、商品選定や手数料に関して規定が定められており、公正な手数料率をご提供できるよう厳正に審査しております。なお、2023年には卸売販売に係る手数料体系について追加の見直しを行い、一部手数料率を低減いたしました。

お客様本位の業務運営の取組み状況

2026年6月30日

重要な情報の分かりやすい開示（原則5に対応）

当社ではお客様の属性を踏まえ、お取引いただく金融商品に関してお客様に深くご理解いただけるよう、わかりやすい情報の提供に努めております。提供する金融商品の仕組みを詳細にご説明し、潜在的な各種リスクをシミュレーション・分析してご提示し、適切な投資判断を行っていただけるよう努めております。

なお、当社は、現在個人顧客に対して複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行っていないため、重要情報シートは使用しておりません。

当社が販売・推奨する商品には、複数の金融商品をパッケージとして組成される商品（仕組債等）が含まれます。

複数の金融商品をパッケージとして組成される商品は、内包する金融商品を個別に提供することを前提としていないため、原則として個別の金融商品としての提供は行っておりません。個別の金融商品として提供可能な場合は、それに応じた適切な説明を行います。

お客様本位の業務運営の取組み状況

2026年6月30日

お客様にふさわしいサービスの提供（原則6に対応）

当社は金融商品販売業者として勧誘に関する方針を定め、遵守しております。（勧誘方針
<https://www.goldmansachs.com/japan/regulatory-disclosures/2-kanyu-20240327.pdf>）

当社での取引に関しては、お客様にふさわしい商品の提供を行うべく、国内・グローバル双方で定められたプロセスに則り検討を行っております。特に複雑またはリスクの高い取引の場合は別途ガイドラインを定めており、より厳格に検証および検討を行っております。

当社が組成する金融商品を扱う販売会社に対しては、新たに取引を行う際、あるいは取引開始後に更新時期を定め定期的にデューデリジェンスを実施し、コンプライアンス部、法務部による審査を行っております。更新手続きは4年ごとに行い、最終受益者であるお客様にふさわしいサービスが提供される体制が構築されているか確認するよう努めております。デューデリジェンスの内容については販売商品や市場環境・規制環境等に応じた適切なデューデリジェンスが実施されるように毎年見直しを行うこととしております。2025年のデューデリジェンスの内容についての見直しについても完了しております。また、販売会社に対して、仕組債について当社が想定する購入層を明示し、これに変更が生じた場合には、更新した情報を提供する体制を構築しております。また、当社が組成した商品に関して、商品性についての苦情等、当社が組成者として認識しておくべき苦情が生じた場合、複雑な仕組債等について販売会社が設定した販売対象顧客と実際の購入顧客に乖離が生じた場合等に販売会社と情報連携を行い、必要に応じて改善等に努めてまいります。

営業員は日々市場動向について最新の情報を得ており、定期的に商品組成チームとの商品情報、顧客需要の共有を行い、知識向上や専門性の強化に努めております。またお客様向けセミナーを開催し、お客様の金融知識向上に向けた幅広い情報提供を行っております。

お客様本位の業務運営の取組み状況

2026年6月30日

社員に対する適切な動機付けの枠組みなど（原則7に対応）

中核的価値観の強化については上述のように継続的な周知、研修を行っており、年次の人事評価では評価項目を設け社員の業務行動に適切に反映されているかを確認しております。また様々な角度から評価が行われる業績評価体系を構築し、報酬決定の際にも考慮されます。

営業部門および管理部門のメンバーから構成される「お客様本位の業務運営タスク・フォース」では顧客本位業務運営の原則に係る意見を受け付け、柔軟に対応できるように適宜検証・支援を行っております。また引き続き経営陣と社員が対話を行う集会などを通じてお客様本位の業務運営の重要性を周知する機会を設けております。

「お客様本位の業務運営タスク・フォース」での活動内容に関しては、定期的に経営委員会、取締役会に報告を行っております。

基本理念（補充原則 1 に対応）

「2. お客様の最善の利益の追求（原則 2 に対応）」に記載の通り、当社では経営理念第一条に掲げているように、お客様の最善の利益の追求を事業運営の中核的価値とし、日々の業務運営において営業部門のみならず全社横断的な行動指針としております。

「補充原則」は、当社が掲げる「経営理念」と相俟って、金融商品の組成に携わる金融事業者として、真にお客様のためにより良い商品を提供するとの当社の姿勢をより一層強化するものと認識しています。かかる観点から、「補充原則」を十分踏まえながら、以下に関連する取組み状況を記載致します。

お客様本位の業務運営の取組み状況

2026年6月30日

体制整備（補充原則 2 に対応）

営業部門および管理部門のメンバーから構成される「お客様本位の業務運営タスク・フォース」では、「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂等の規制環境や社内外からの意見を汲み上げ継続的に情報の共有・議論を行っております。当タスク・フォース会議は年 4 回実施しており、金融商品の組成に携わる金融事業者として、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性および最終投資家の顧客属性等に応じて、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うべく、検証・検討を行っております。

金融商品の組成時の対応（補充原則 3 に対応）

当社では、お客様にふさわしい商品の提供を行うべく、国内・グローバル双方で定められたプロセスに則り検討を行っております。特に複雑またはリスクの高い取引の場合は別途ガイドラインを定めており、より厳格に検証および検討を行っております。

また、販売会社に対して、仕組債について当社が想定する購入層を明示し、これに変更が生じた場合には、更新した情報を提供する体制を構築しております。

お客様本位の業務運営の取組み状況

2026年6月30日

金融商品の組成後の対応（補充原則4に対応）

当社の営業員は日々市場動向について最新の情報を得ており、定期的に商品組成チームとの商品情報、顧客需要の共有を行っております。合理的根拠適合性の再審査の可否について「お客様本位の業務運営タスク・フォース」において定期的なレビューを行っております。また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性および最終投資家の顧客属性等に応じて、継続的な検証を行っております。

また、当社が組成した商品に関して、販売会社と情報連携を行い、商品性についての苦情等、当社が組成者として認識しておくべき苦情が生じた場合、複雑な仕組債等について販売会社が設定した販売対象顧客と実際の購入顧客に乖離が生じた場合等に必要に応じて改善等に努めてまいります。

当社は、現在運用の外部委託を行っておりませんので、補充原則4の（注3）は該当いたしません。

お客様に対する分かりやすい情報提供（補充原則5に対応）

当社では金融商品の組成に携わる金融事業者として、お客様がより良い金融商品を選択いただけるよう、わかりやすい情報の提供に努めております。当社のプロダクトガバナンス体制についての情報は、本取組状況において公表しております。当社におけるお客様本位の業務運営を実現するための方針、ならびに金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表につきましては、当社ホームページ「経営理念と業務運営方針」をご覧ください。

なお、プライベートマーケットへの投資を行う運用部門においては、当社が運用する投資法人や私募ファンドの説明資料等において当社の運用体制等の情報を提供しております。